

## 農業経営法人化補助金交付要綱

### (通則)

第1条 農業経営力向上支援事業実施要綱(平成29年3月31日付け28経営第3043号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)第2の3の(2)に規定する事業の実施に要する経費として交付する農業経営法人化補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、複数の個人農家等が農業法人を設立する際の経費を補助することにより、農業経営法人化の促進を図り、法人経営による地域農業の持続的な展開を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 前条に規定する事業の補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金等の交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金事業を実施しようとする市町村(以下「事業実施主体」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)により、別に定める日までに所管の農務事務所長へ提出するものとする。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、規則第5条第1項により交付の決定がされた場合、規則第7条に基づき交付決定通知書(様式第3号)を事業実施主体に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書(様式第1号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに事業中止承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事又は農務事務所長に報告してその指示を受けなければならない。

### (補助金の交付)

第7条 補助金は、精算払いとする。

(状況報告)

第8条 知事は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、事業実施主体の長に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告の提出、提出期限)

第9条 事業実施主体は、当該事業が完了した日若しくは中止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、事業の完了又は中止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は平成28年5月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する
- 4 この要綱は平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する

(別表)

補助対象経費	交付先	補助率	軽微な変更
<p>国実施要綱の別表1－(3)のうち、(1)農業経営法人化及び集落営農組織化支援の①に掲げられている次の費用</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 定款作成・認証代</li><li>2 印紙税・登録免許税</li><li>3 雑役務費(手数料、印紙代等)</li><li>4 司法書士等専門家に要する経費(謝金、旅費)</li><li>5 印刷製本費</li><li>6 会場借料</li><li>7 消耗品費</li></ol>	市町村	定 額 (1取組当たり 40万円)	事業目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合。

様式第1号

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

〇〇市町村長 印

平成〇〇年度農業経営法人化補助金（変更）交付申請書

このことについて、別添計画書のとおり実施したいので、農業経営法人化補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

交付申請額 円

添付資料：平成〇〇年度農業経営法人化補助金事業実施（変更）計画（様式第2号）  
平成〇〇年度 法人化支援一覧表（様式第7号）

様式第2号

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	市町村

平成〇〇年度農業経営法人化補助金事業実施（変更）計画

1 必要経費総計 (うち県補助金 (うち優先枠 )) 円

2 農業経営の法人化

地域名	法人化予定数		補助予定金額		
		うち 優先枠		うち 優先枠	
	複数個別経営の法人化	○法人	○法人	〇〇千円	〇〇千円
	法人同士による新たな法人化	○法人	○法人	〇〇千円	〇〇千円
	集落営農の法人化	○法人	○法人	〇〇千円	〇〇千円
	計	○法人	○法人	〇〇千円	〇〇千円

※ 計画変更とする際は、変更前の事業計画の内容を下段に括弧書きしてください。

〇〇市町村長 殿

山梨県知事

農業経営法人化補助金交付決定通知書

平成〇年〇月〇日付けで申請のあった農業経営法人化補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成〇年〇月〇日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
  - (2) 補助事業を中止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第4号

番  
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

市町村長 印

農業経営法人化補助金事業中止承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止したいので、農業経営法人化補助金交付要綱第6条（2）の規定により、申請します。

1 中止の理由

2 中止の内容



様式第5号

番  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

農業経営法人化補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、農業経営法人化補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

別添：平成〇〇年度農業経営法人化補助金事業完了報告書（様式第6号）  
平成〇〇年度 法人化支援一覧表（様式第7号）

事業実施年度	平成 年度
事業実施主体	市町村

平成〇〇年度農業経営法人化補助金事業完了報告書

1 実績経費総計 (うち県補助金 (うち優先枠 )) 円

2 農業経営の法人化

地域名	法人化数		補助金額	
		うち 優先枠		うち 優先枠
	複数個別経営の法人化 ○法人 (○法人)	○法人 (○法人)	〇〇千円 (〇〇千円)	〇〇千円 (〇〇千円)
	法人同士による新たな法人化 ○法人 (○法人)	○法人 (○法人)	〇〇千円 (〇〇千円)	〇〇千円 (〇〇千円)
	集落営農の法人化 ○法人 (○法人)	○法人 (○法人)	〇〇千円 (〇〇千円)	〇〇千円 (〇〇千円)
	計 ○法人 (○法人)	○法人 (○法人)	〇〇千円 (〇〇千円)	〇〇千円 (〇〇千円)

※ 承認を受けた事業計画の内容を下段に括弧書きしてください。

様式第7号 別紙様式第1号、第5号の添付資料

平成〇〇年度 法人化支援一覧表(計画(又は実績))

市町村名 (旧市町 村名)	法人名	代表者 役職名 (*)	代表者 氏名 (*)	構成 員数 (*)	経営 面積	法人 設立 年月日	補助金交付 年月日 (*)	集落営 農法人 は「1」、 上記以 外は 「2」を 入力し てくだ さい	中山間 地に該 当する 場合は 「〇」 を入力 してく ださい	優先枠に該 当する場合 は「〇」を入 力して下さ い

※ \*印の項目は、実績の場合に記載します。